

【応用1】牛の管理者に代わって届出(報告)できます。

1. 仕組み



2. 代行報告の留意事項など

- ①牛トレーサビリティ法上は、牛の管理者(農家)自身が届出(報告)を行うことになっています。
- ②しかし、農協等に支援を求める牛の管理者が届出を依頼し、依頼を受けた農協等が代わって届出(報告)することも可能です。
- ③牛の管理者に代わって届出(報告)する場合は、牛の管理者と農協等が依頼の内容を文書で確認することが必要です。

トラブルを防止するため、
代行報告依頼書を取り交すことが重要

3. 代行依頼書の例

(様式例 A)

代行報告依頼書	
平成 年 月 日	
〇〇農協(△△協会等) 組合長(会長等) 〇〇 〇〇 殿	
依頼者氏名又は名称	印
住 所	
電話番号	
管理者等のコード番号	
牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(平成15年法律第72号)に基づく届出については、平成〇年〇月〇日まで、貴農協(協会)に代行していただくことを依頼します。	

※正副2部用意し、依頼者と代行報告者が各1部を保存する。

(様式例 B)

代行報告依頼引受書	
平成 年 月 日	
〇〇 〇〇 殿	
〇〇農協(△△協会等) 組合長(会長等)	印
所在地	
電話番号	
報告団体等のコード番号	
平成〇年〇月〇日付けにて依頼のあったことについては、平成〇年〇月〇日まで代行報告を行いません。	

※正副2部用意し、依頼者と代行報告者が各1部を保存する。

- ①記載例ですので、記載内容については、各農協等で検討し、牛の管理者と代行報告者が文書で確認してください。
- ②また、書面を(独)家畜改良センターに提出する必要はありませんので、各農協等で保存してください。

4. 代行報告が可能なシステムについて

届出手段	申請 手続き	主な特徴	申請 様式
①電話音声応答システム	なし	プッシュフォンにより1頭毎に報告	
②パソコン報告システム	必要	代行報告の専用画面にて複数頭数を報告	【様式A】
③LOシステム	必要	電子メールで複数頭数を一括報告(ソフトは無償提供)	【様式B】
④ID連携システム	必要	専用回線で複数頭数を一括して報告(回線経費は利用者負担)	【様式C】
⑤FAX報告	なし	報告カードをFAXで送信する報告	

※1 代行報告を行なうにあたり、申請手続きが必要な届出手段(②、③、④のシステム)については、申請書を(独)家畜改良センターまで送付してください。

※2 ⑤FAXによる届出は登録まで1週間程度かかります。複数頭数を一括して報告する場合は、③、④のシステム(翌日登録)をお勧めします。